

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和2年11月10日

住所 鳥取県倉吉市中河原532番地1

氏名 株式会社小鴨

代表取締役 菅埜 元晴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日	令和2年11月10日		許可番号	第202000200419号			
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：木くず又はがれき類の破碎施設 処理する産業廃棄物の種類：木くず 以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。						
設置場所	鳥取県倉吉市国府字両長谷1283番、1296番						
処理能力	木くず	88トン／日（11トン／時間×8時間／日）					
許可の条件	なし						
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>						
留意事項	1. 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。						